

第3回犯罪被害者等支援条例検討委員会 議事録

日時：令和8年1月14日（水）

午前10時00から

場所：刈谷市役所 701会室

【出席】

大塚委員、福谷委員、青木委員、神谷委員、高田委員

※委員全員出席により、会議は成立

【事務局】

石川（くらし安心課長）、内田（くらし安心課課長補佐兼市民相談係長）、大谷（くらし安心課主事）

【公開・非公開の別】

公開（傍聴人なし）

【議事概要】

議事

1 会議の公開について

- ・事務局より説明

2 刈谷市犯罪被害者等支援条例（案）について

- ・事務局より、資料に基づき説明

【主な意見】

委員：パブリックコメントの閲覧用のファイルは市民の目につきやすい場所に置いた方がよい。

3 刈谷市犯罪被害者等支援業務（案）について

- ・事務局より、資料に基づき前回からの修正箇所中心に説明

委員：第9条の解説に記載のあった、支援金制度の仮称がなくなると、「要綱を定め」だけでは、刈谷市が新たに制度を設けるかが、伝わりにくい。支援金制度の施行は決定ですか。

事務局：支援金制度については、現在準備をしています。本市ホームページに条例の制定と合わせて支援制度の概要や要綱を掲載し周知を図る予定です。

委員：SNSでの情報拡散による被害は、加害者側の家族も受けていると思われるが、支援する考えはありますか。

事務局：この条例は、犯罪被害者基本法に基づくものなので加害者側への支援は考えていません。加害者家族への配慮は条例とは別で行っていく必要はあると思っています。

4 刈谷市犯罪被害者等支援制度（案）について

・事務局より、資料に基づき説明

委員：対象となる犯罪に「過失による犯罪は対象外」と記載されていますが、過失の中でも危険運転致死等も支援金の対象となることが想定されるのであれば、この表現は検討したほうが良い。

条例案の2条の解説の（1）（イ）で、DVで夫から避難した場合にも支援制度が利用できた方がよいと考える。

条例の対象と支援金・日常生活支援の対象が異なっている事が伝わるよう表現する事が望ましい。

支援金の詳しい内容についてはどこかに記載されるか。

配食サービスは上限30日との記載は延べ日数なのか期間なのか勘違いされないよう、表現を工夫した方がよい。

基準（条件）は明確に分かりやすい内容になるように。

事務局：委員の意見を踏まえ誤認してしまう表現は再度検討し支援制度の詳細については要綱で定め、ホームページに掲載していきます。

5 今後の予定について

・事務局より説明